

京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター施設使用に関する規程

(令和7年4月25日理事長決定)

(趣旨)

第1条 京都市立芸術大学（以下「本学」という。）日本伝統音楽研究センター（以下「センター」という。）の別表に掲げる施設（以下「別表施設」という。）の使用に関して、センター主催事業及びこれに準ずるもの以外の目的で使用する場合には必要な事項を定めるものである。

2 別表施設以外の施設の使用に関しては、他の各規程による。

(使用資格)

第2条 別表施設を使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の法人役員、センターに所属する教職員
- (2) センターに所属しない本学の教職員・学生
- (3) 前各号に掲げる者以外の者で、センター所長が適当と認めた者

2 別表施設の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

- (1) 政治的又は宗教的な集会、勧誘宣伝行為等
- (2) 営利を目的とする行為等
- (3) その他、センター所長が使用を許可することが適当でないと判断したとき。

(使用時間)

第3条 別表施設の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

(使用の申請)

第4条 別表施設を使用しようとするときは、第2条第1項第1号に規定する者を除き、使用希望日の前日までに施設使用許可申請書（第1号様式）をセンター所長に提出しなければならない。ただし、同項第2号に規定する者のうち、教職員にあっては、教務学生課を経由して、また、本学学生にあっては、担当教員又はクラブ顧問の教員を通じ教務学生課を経由して、センター所長に提出するものとする。

(使用の許可)

第5条 センター所長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請にかかる使用を許可したときは、施設使用許可書（第2号様式）により、申請者に通知する。

2 センター所長は、前項の許可に必要な条件を付することがある。

（使用の条件）

第6条 別表施設使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（1） 使用者は別表施設の設備及び備品を損なわないように、注意をもって使用すること。

（2） 施設使用許可書の注意事項及び使用条件

2 別表施設の使用に当たっては、公立大学法人京都市立芸術大学施設管理規程を遵守しなければならない。

（使用制限）

第7条 センター所長は、次の各号の一つに該当すると認めるときは、別表施設の使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことがある。

（1） 使用者がこの規程又は許可の条件に違反したとき。

（2） センターの運営に支障があると認めたとき。

（3） センターが使用する必要が生じたとき。

（原状回復）

第8条 使用者は、別表施設の使用を終了し、又は使用の許可の取り消しを受けたときは、速やかに原状に復してセンター所長が指名する者の検査を受けなければならない。

（損害賠償）

第9条 使用者は、故意又は過失により別表施設又はその設備若しくは備品を滅失し、又は損傷したとき、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

（事故の責任）

第10条 センターは、センター以外の者に使用を許可した別表施設の使用中に生じた一切の事故についてその責めを負わない。

（事務）

第11条 別表施設の管理・運営に関する事務は、教務学生課において処理する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、別表施設の使用に関し、必要な事項は、センター所長が定める。

附 則

この規程は、令和7年5月1日から施行する。

別表（第1条関係）

- (1) 伝音セミナールームA101
- (2) 伝音スタジオA102

第1号様式（第4条関係）

施設使用許可申請書

(あて先) 京都市立芸術大学 日本伝統音楽研究センター所長	年	月	日
	申請者の氏名		
	学 部	専攻	
	研究科	専攻	回生
	電 話 () —		

京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター施設使用に関する規程第 4 条により 使用の許可を申請します。	
使用する日時	月 日 から 月 日 まで 時 分 から 時 分 まで
使用する施設	
使用の目的	
使用者氏名 (全 員)	

京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター施設使用に関する規程第4条により使用を承認したいので許可願います。		
【第2条第2号の場合のみ】 教務学生課の確認	教務学生課 氏 名	印

注1 申請受付 月曜日から金曜日（ただし、登校禁止日を除く）

午前8時30分から午前12時まで、午後1時から午後4時30分まで

注2 必要に応じて詳細な説明資料を添付すること。

第2号様式（第6条関係）

施設使用許可書

[illegible]

年 月 日申請のあった件については、下記の事項を厳守することを条件に、京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター施設使用に関する規程第5条により使用を許可する。

使用する日時	月 日 から 月 日 まで 時 分 から 時 分 まで			
使用する施設				
使用の目的				
注意事項	1 許可された目的以外に使用しないこと。 2 使用者は、使用時間を厳守するとともに、退室時には確認項目について、必ずチェックすること。 3 使用時間や注意事項を守らなかったり、警備員の指示に従わなかったりした場合は、それ以降の使用を認めない。 4 センターが当該場所を使用する場合は、使用を取り消し又は中止させることがある。 5 この許可書は、使用終了後、D棟1階守衛室に返却すること。			
使用条件				
確認項目	窓施錠	電機器具(切)	空調(切)	
	湯沸器消火	消 灯	使用室扉施錠	
入室時間	時 分		退室時間	時 分